

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年6月25日
照会部署名 貝塚年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (課長) 片島 基広
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 中岡健

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—038	本部受付番号 No. 2010—714
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

算定基礎届で、日給・時給者の月の途中での資格取得の初月の取り扱いについて

(内容)

<業務処理マニュアル厚年・健保適用 IV-2-12 保険者算定の標準報酬月額の算定例⑤>に明示されている通り、

算定基礎届で、途中入社など月の途中での資格取得者について、「一ヶ月分の給与が支給されない場合」、初月の取扱いは「月給者で、初月を日割り計算する人は、17日以上であっても、初月は除き算定する。」、「日割りしない人（一ヶ月分の給与支給）は算定に入れる。」とすることで、処理しています。

<対応>

また、途中入社など月の途中での資格取得者について、日給・時給者（パート・アルバイト等）の場合も<業務処理マニュアル厚年・健保適用 IV-2-12 (3) パートタイマー等短時間就労者の場合>等に 明示はございませんが、

上記の月給者の場合と同じく、

「日給・時給者（パート・アルバイト等）の場合、初月17日以上であっても、本来1ヶ月分として支給されるべき適正な金額では無いので、初月は除き算定する。」と言うことで処理をしても、問題ないか？

(ブロック本部回答)

昭和37年6月28日保険発71号において、以下の事例による回答が示されています。

【事例】

6月11日入社

6月分給与 20,000円 (20日分の日割計算)

7月分給与 30,000円

【回答】

定時決定に際して今後受けるべき報酬月額 30,000円で決定して差支えない。

当該事例は、入社月の給与が日割計算されている月給者の場合は、今後受けるべき報酬月額により保険者算定をしても差支えないとの見解であり、日給・時給者のように、そもそも1ヶ月分の給与が定まっていないため日割計算せず、出勤日数等により給与計算されるものについての見解ではないと思慮されます。

したがって、「日給・時給者」で初月が17日以上の支払基礎日数がある場合には、初月を含めて算定を行なうことが妥当であると考えます。

回答日 平成22年6月30日

回答部署名 近畿ブロック本部適用徴収支援部厚年適用支援G

回答作成者 マニュアルインストラクター(グループ長)新村知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

月の途中で資格を取得したものに対する保険者算定については、昭和37年6月28日保険発71号の事例において回答されています。

この事例では月給者を例に回答していますが、日給・時給者においても1月の勤務期間が確保されていないため、通常よりも低額の標準報酬月額で決定される場合があることは、月給者及び日給月給者と同様です。このため日給・時給者においても保険者算定を行うことはできるとすることが妥当です。

回答日 平成23年 6月23日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東